

質 疑 回 答 書

事業名	我孫子市水道局料金・給水・会計業務等包括委託（公契約）		
発注課名	我孫子市水道局 給水課 料金給水係		
	質	疑	回 答
1	<p>プロポーザル募集要項</p> <p>7. (1) 評価項目等の提案作成と、8. ⑥事業の課題に対する提案（様式5）はそれぞれで作成する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、様式5下部に「課題毎に1枚ずつ作成する」とありますが複数枚使用して作成することは可能でしょうか。</p>		<p>1 企画・提案は、7. (1) 評価項目等「評価項目」ごとに作成してください。8. ⑥事業の課題に対する提案（様式5）は、評価項目ごとに本市水道事業が抱える課題をお示ししたものですので、これらに対する考え方・取組み等を交えて企画・提案してください。</p> <p>また、様式5下部「課題毎に1枚ずつ作成する」は削除いたします。複数枚使用して作成していただいて差し支えありません。</p>
2	<p>プロポーザル募集要項</p> <p>8. 提出書類等 ⑤主要事業・同種事業について記載がありますが、ア・イの内容に差異が無いように見受けれます。各事業の差異についてご教示ください。</p>		<p>2 主要事業は、水道事業において、料金・給水・会計業務の包括委託を元請けとして受注した事業となります。また、同種事業は、水道事業において、料金・給水・会計いずれかの業務を元請けとして受注した事業となります。</p>
3	<p>プロポーザル募集要項</p> <p>8. 提出書類等 ⑧ 事業の実施体制</p> <p>管理技術者及び照査技術者とありますが、本業務における所長、所長代理と認識してよろしいでしょうか。</p>		<p>3 管理技術者は、業務の管理及び統括等を行う者で、照査技術者は、成果物等の内容について照査を行う者となりますので、責任の所在が明確であれば、当該役職でなくても差し支えありません。</p>
4	<p>業務水準書 第2 業務の指針等 2 料金業務指針及び要求事項 2-2 要求項目（概要）</p> <p>(1) 量水器検針 (1-1) 定例検針</p> <p>定例検針は隔月で実施し、実施の方法は、委託者と協議の上定めるものとありますが、現在は毎月検針・毎月請求となっており、システム改修及び市民周知・検針従事者への調整等があることから、受注者から変更時期及び変更方法の提案を行い、委託者と協議のうえ、実施時期を決定するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、定例の料金請求についても同様の認識でよろしいでしょうか。</p>		<p>4 定例日における検針及び料金の請求について、毎月から隔月への変更は、令和7年度中を想定しています。</p> <p>実施の方法については、お見込みのとおり受注者より提案をいただき、協議のうえ決定します。</p> <p>なお、実施時期に乖離が生じた場合は、再度協議のうえ対応方法を決定します。</p>

<p>5 業務水準書 第2業務の指針等 2-2 要求項目(概要)(1)量水器検針 (1-1) 定例検針 閉栓中の量水器は偶数月に検針しているとありますが、検針を隔月にした場合の閉栓中の量水器の検針について、受注者からの提案を行い委託者と協議のうえ実施方法を検討する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>6 業務水準書 第2業務の指針等 2-2 要求項目(概要)(10)調査・研究(料金関係)ア スマートメータの導入と研究 モデルケースとしてスマートメータを導入し、費用対効果等について研究を行う。とありますが、スマートメータの導入は委託者により実施し、活用方法並びに効果研究についてご提案させて頂く認識でよろしいでしょうか。</p> <p>7 業務水準書 I 総則 第1 一般事項 8 業務の執行場所 執務場所は、水道局本庁舎2階に設置する「我孫子市水道局 お客様センター」(以下「お客様センター」という。)及び水道局本庁舎内に設置する受託者用事務所(エリア)とする。とありますが、令和7年4月1日の委託開始までの期間においては、受注者の負担により近隣に準備室を設ける認識でよろしいでしょうか。また、準備室は個人情報等の取扱を鑑みて機械警備の設置を行う認識でよろしいでしょうか。</p> <p>8 業務要求水準書 II 委託業務の範囲 第3 電子計算処理業務の遵守事項 3 ハードウェア(3) 受託者は、委託業に使用する機器等について用意することとありますが、発注者用が利用する拠点数、拠点所在地、機器の内容及び個数についてご教示ください。 また、電算システムを提供する為の各拠点の回線工事費及び拠点間の回線費については発注者の負担との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>9 業務要求水準書 II 委託業務の範囲 第4 電子計算処理システムの構築内容 4 システム別要求項目 (1)基本的考え方 (1-1)基本事項 オ 水道料金の改定に備え、改定する料金体系に対応可能なシステムとすることとありますが、現在の料金設定で構築を行い、料金改定があった際は委託費の範囲内で改修するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>5 お見込みのとおりです。</p> <p>6 導入の実施及び当該費用(導入後のメータは包括委託の期間満了後、寄贈)については受注者負担となります。数量の指定はありませんので、受注者判断により研究材料として必要な導入数量を設定し、活用方法並びに効果研究について企画・提案をしてください。 なお、導入後における運転・維持費用は発注者負担となります。</p> <p>7 委託開始までの期間においては、発注者において準備室を設けます。但し、準備室のスペースの都合上、人員数及び実施方法等については、協議のうえ決定させていただきます。 なお、業務の引き継ぎについては、原則、当該準備室で行いますが、必要に応じて執行場所でも行います。</p> <p>8 拠点数は2箇所、拠点所在地は我孫子市我孫子1684番地(我孫子市水道局)及び我孫子市我孫子1858番地(我孫子市役所建設部下水道課)、機器の内容及び個数は前者に端末5台(現行4台)及びプリンタ1台、後者に端末1台及びプリンタ1台となります。 また、各拠点の回線工事費及び拠点間の回線費については、受注者の負担となります。</p> <p>9 お見込みのとおりです。</p>
--	---

10 見積書

本見積書は、隔月検針・請求への変更方法・時期を考慮した形での提出との認識でよろしいでしょうか。また、その場合には実施時期・方法については受託者からの提案によるものとして、積算させて頂き、委託者との協議により、実施時期・方法が提案と相違した場合には変更契約等の対応となる認識でよろしいでしょうか。

10 見積書における隔月検針・請求に係る費用は、令和7年度中の実施を想定してください。なお、隔月検針・請求についてはご質問4で回答したとおりです。